

米原市地域包括支援センター運営業務および米原市認知症初期集中支援チーム運営業務委託仕様書

1 件名

令和5年度 米福政委託第18号

米原市地域包括支援センター運営業務および米原市認知症初期集中支援チーム運営業務

2 目的

本仕様書は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することを目指して、介護保険法（以下「法」という。）に基づき、米原市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営業務について、必要な事項を定めるものとする。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる米原市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の運営業務について、必要な事項を定めるものとする。

3 委託業務の概要

(1) 名称 米原市地域包括支援センター運営業務および米原市認知症初期集中支援チーム運営業務

(2) 委託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、本運営業務開始後に米原市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）および支援チームが行う検討委員会において、その業務について著しく不適切と認めた場合、または法およびこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合がある。

(3) センター設置場所および担当地域ケア圏域

「山東・伊吹地域」および「米原・近江地域」にそれぞれ設置する「米原市山東伊吹地域包括支援センター」「米原市米原近江地域包括支援センター」の表記を必ず使用することとするが、米原市と協議の上で、名称に法人名等を付しても差し支えない。

名称	設置場所	地域ケア圏域	人口	高齢者 (65歳以上)	高齢化率
米原市山東伊吹地域包括支援センター	米原市長岡地先 (山東支所)	山東地域	11,276人	3,688人	32.71%
		伊吹地域	4,823人	1,606人	33.30%
		合計	16,099人	5,294人	32.88%
米原市米原近江地域包括支援センター	米原市新庄地先 (米原市地域包括医療福祉センター「ふくしあ」内)	米原地域	11,171人	3,432人	30.72%
		近江地域	10,225人	2,651人	25.93%
		合計	21,396人	6,083人	28.43%

(令和5年8月1日現在)

4 開設時間および休業日

- (1) 開設時間
午前8時30分から午後5時15分まで
なお、窓口の開設曜日は月曜日から金曜日とする。
- (2) 休業日
ア 土曜日および日曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 時間外および休日の対応
夜間等の緊急の相談に備えるため、休業日を含め24時間連絡が取れる体制を確保すること。

5 人員配置

米原市地域包括支援センター運営業務における人員配置

- (1) 米原市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例（平成27年度米原市条例第6号）を基準に、1センターにつき常勤専従の職員は次の職を有するもの各職種1名以上とし、計4名以上を配置すること。
 - ア 保健師またはこれに準ずる者
保健師に準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師をいう。かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
 - イ 社会福祉士またはこれに準ずる者
社会福祉士に準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。
 - ウ 主任介護支援専門員またはこれに準ずる者
主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識および能力を有している者をいう。
- (2) 配置職員の統括および適正な業務指導を行う管理責任者を1人配置すること。
なお、上記(1)の職員との兼務による配置も可とする。
- (3) 開設時間には必ず1人の職員が事務所に残り、相談業務等に対応できる勤務体制を執ること。

米原市認知症初期集中支援チーム運営業務における人員配置

- (1) 次に掲げる資格を有する職員を、米原市認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）として配置すること。
 - ア チーム員医療職 1人

- イ チーム員福祉職 1人
 - ウ チーム員医師（認知症サポート医） 1人（月に10時間以上の従事）
- (2) チーム員専門職は次の要件を全て満たす者とする。
- ア 保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
 - イ 認知症ケアもしくは在宅ケアの実務または相談業務等に3年以上携わった経験のある者
 - ウ 国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得した者。ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容を支援チーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員を事業に参加させること。
- (3) チーム員医師は、次の要件のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である専門医1人とする。
- ア 日本老年精神医学会または日本認知症学会の定める専門医
 - イ 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師
- (4) 前号の医師の確保が困難な場合、次の要件のいずれかに該当するものを前号の専門医とすること。
- ア 日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの。
 - イ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断、治療に5年以上従事した経験を有するもの。ただし、認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限るものとする。

共通事項

- (1) 配置する職員については、あらかじめ市に報告すること。また、配置職員に変更が生じた場合は、事前に市に報告し、事前承認を得ること。
- (2) 配置職員が退職、育児休暇、および90日以上病気休暇を取得する場合は、市と協議の上で、速やかに代替職員を補充すること。

6 業務内容

米原市地域包括支援センターにおける業務内容

センターの業務は、次のとおりとする。また、業務の実施に当たっては、積極的に地域に出向き、地域の民生委員・児童委員と連携を密にして取り組むことを前提に、米原市地域包括支援センター運営方針に従い、適切に実施すること。

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者

の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における保健・医療・福祉サービス、または制度の利用につなげる等の支援を行う。また、必要に応じて継続的にフォローを行う。

(ア) 地域におけるネットワーク構築および地域資源の把握

支援を必要とする高齢者を把握し、総合相談につなげること。また、高齢者個人に対する適切な支援、継続的な見守りを行い更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークを構築すること。さらに、サービス提供機関や専門相談機関、団体等の情報の把握を行い活用すること。なお、地域に必要な社会資源の把握に取り組むこと。

(イ) 実態把握

(ア)で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげること。

(ウ) 総合相談・対応・支援

初期段階の相談受付から課題を明確にし、その相談の緊急性、専門性等により関係機関の紹介やチームでの対応、継続的な支援などを行い課題の解決を図ること。

① 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断する。適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができる場合と判断した場合には、相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うこと。

② 継続的・専門的な相談支援

①の対応により、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、訪問による相談等より詳細な情報収集を行い個別の支援計画を策定する。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐこと。さらに、当事者や当該関係者から定期的に情報収集を行い、モニタリングを行うこと。また、相談支援の中で、他の家族における課題を把握または相談を受けた場合に、適切な相談担当者につなぐこと。

(エ) 介護する者に対する相談支援の留意点

地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要である。家族を介護する者が求めている支援としては、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進などがあり、これらのニーズを踏まえ、育児と介護を同時期に担う方にも配慮を行うこと。

(オ) 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、相談等を通じて解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐこと。総合相談支援の実施に当たっては、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援に当たること。

イ 権利擁護業務

地域住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員やサービス事業所、医療機関などのネットワークを通じて寄せられる相談の中から、高齢者の尊厳を損なう権利侵害を見落とさないよう職員が情報を共有し、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため早期発見および必要な支援を行う。

(ア) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に関する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)等に基づき、事象に即した適切な対応をとり問題解決に協力する。また、地域におけるネットワークを積極的に活用し、高齢者に対する虐待の早期発見、対応および防止に努めること。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など地域において、多職種連携による体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

(ア) 介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、ケアプランの作成技術を指導し、サービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの個別指導、相談対応を行うこと。

(イ) 介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関との連携の下で具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うこと。

(ロ) 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握すること。

(ハ) 介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定すること。

(ニ) 介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的な連携することができるよう関係整備を行うこと。

(ホ) 介護支援専門員の資質向上を図る観点から、介護支援専門員のニーズや課題に合わせて市が実施する会議、研修等に企画業務を含めて関わり協力すること。

(ヘ) 個別ケースの支援内容の検討を通じて高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域課題の把握を行うために、関係機関等による地域ケア個別会議を主催し、運営することで多職種協働によるネットワークを構築すること。

エ 認知症施策推進業務

高齢者が認知症になっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症地域支援推進員を設置すること。認知症地域支援推進員を中心に地域の住民等に対して認知症について正しい知識の普及啓発を行うとともに、早期から認知症の人に関わり、必要な医療や適切なサービス等につなぐことにより重症化の予防に努めること。また、支援チームとの連携を図ること。

(ア) 関係機関とのネットワーク構築

認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。認知症疾患医療センターや認知症の診察を行う医療機関、かかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備する。

(イ) 早期発見・早期対応の推進

認知症ケアパスの活用やチーム員活動等とともに、認知症への関心や理解の促進を図り、早期発見・早期対応に向けた医療と介護の連携・協力を努めること。

(ロ) 当事者への支援

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等関係機関との連携・協力体制を構築する。認知症高齢者やその家族が集える場所等を提供することで、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう取組を行う。

(エ) 発注者との連携した地域の体制づくり

発注者に配置される市全域を担当とする認知症地域推進員と連携を図り、市全域の活動と協調し、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築したり、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。また、キャラバン・メイトと連携・協力し、圏域内の「認知症サポーター養成講座」等に協力すること。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者および日常生活支援総合事業対象者に対して、要介護状態等となることの予防または要支援状態の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を実施し、対象者の心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。また、地域活動の実践者や生活支援コーディネーター等と連携を図り、要支援者および日常生活支援総合事業対象者が、地域で社会参加することができるよう支援する。

(3) 指定介護予防支援事業

センターに併設して指定介護予防支援事業所（法第 115 条の 22）を設置し、指定介護予防支援事業を実施すること。

なお、指定介護予防支援事業の実施に当たっては、「米原市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 27 年米原市条例第 7 号）を遵守するとともに、次の事項に留意すること。

ア 法第 115 条の 22 の規定に基づく米原市の指定を受けること。

イ 指定介護予防支援事業を適切に運営するため、必要な人員を配置すること。

- ウ 包括的支援事業の業務を行う 3 職種が、当該業務を担当する場合は、包括的支援事業の業務に支障がない範囲で兼務すること。
- エ 指定介護予防支援事業の業務に係る介護予防サービス計画費は受託者の収入とし、その収入で指定介護予防支援事業者の運営を行うこと。
- オ 受託法人は、指定介護予防支援事業業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託できるものとする。
- カ 指定介護予防支援事業の業務を委託するに当たっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- キ 指定介護予防支援事業の一部委託を行い、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。また評価を行った場合にも、当該評価内容について確認を行い、当該評価を踏まえて今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ク センターおよびセンターが一部委託した指定居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス計画に基づき、被保険者に提供された介護予防サービスについて毎月末日までの利用実績を翌月 10 日までにセンターシステムに入力し、国民健康保険団体連合会に送付すること。

米原市認知症初期集中支援チームにおける業務内容

米原市認知症初期集中支援推進事業実施要領第 3 条の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を実施すること。

(1) 支援チームに関する普及啓発

地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行うこと。

(2) 認知症初期集中支援の実施

ア 訪問支援対象者の把握

訪問支援対象者は、原則として 40 歳以上であり、在宅で生活している認知症が疑われる人、または認知症の人で次の各号のいずれかの基準に該当する者とする。

(ア) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で次のいずれかに該当する者

- ① 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- ② 継続的な医療サービスを受けていない者
- ③ 適切な介護サービスに結びついていない者
- ④ 診断されたが、介護サービスが中断している者

(イ) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

イ 情報収集および観察・評価・アセスメント

情報源が誰なのか明確にし、情報源となる人がどの程度本人と接する時間があるのか、情報に信頼性および妥当性があるのか調べておくこと。また、本人のほか、家族等の協力者の同席を調整し、本人の状況、現病歴、既往歴、その他医療情報（検査

データ、薬剤処方など)、生活状況、居住環境等に加え家族の介護対応力等の状況を情報収集し、信頼性および妥当性の検証がされた観察・評価票等を用いて認知症の包括的観察・評価を行うこと。さらに、本人・家族の思い、意向やニーズ、自立の可能性などについても情報収集し、アセスメントを行うこと。

ウ 初回訪問

原則として医療職と介護職各1人以上の計2人以上で訪問し、支援チームの役割と集中的、継続的支援を行うことを説明した上で、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門医療機関への受診や介護保険サービスの利用の効果に関する説明および訪問支援対象者やその家族の心理的サポートや助言等を行うこと。

エ 専門医を含めたチーム員会議の開催

支援チームは、初回訪問後、訪問支援対象者毎に、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めたチーム員会議を行う。また、初回および終了検討時のチーム員会議には、原則、センター職員も参加できるように日程調整を行うこととする。

なお、初回訪問前の事前検討を要する場合（介入困難な場合、初回訪問前の担当センターとチーム員による事前検討を有する場合）について、初回訪問前にチーム員会議を開催することができるものとする。

必要に応じて、訪問支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門医、市関係課職員等の参加も依頼すること。

オ 支援の実施

医療機関への受診が必要な場合の動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境の改善等の支援を行うこと。

カ 引継ぎ後のモニタリング

初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、センターの職員や介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引継ぎを行うこと。また、引継ぎの2か月後に、サービスの利用状況等を評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行うこと。

キ 記録

対象者の台帳等と個別記録を作成すること。

(3) 検討委員会の開催

医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成する検討委員会において、支援チームの活動状況について検討し、当該活動を行う地域の関係機関や関係団体と、一体的に事業を推進していくための合意が得られるように努めること。

(4) その他

ア 支援チームは、専門医の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により訪問支援対象者および家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うこと。

イ 専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導、助言等を行い、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応じること。

- ウ 支援チームは、センター職員、関係機関、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師、認知症サポート医、認知症専門医、認知症疾患医療センター職員、介護事業者等との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保できるよう努めること。
- エ 支援チームは、認知症ケアの向上のために介護保険サービス事業所等への支援を行うこと。
- オ 市の認知症施策に協力、助言、支援を随時行うこと。
- カ 湖北地域の認知症に関わる会議等について市とともに参加し、湖北地域の認知症の医療や介護等の支援の向上に寄与すること。

7 会議の参画・出席

- (1) 地域包括支援センター運営協議会
センターの運営に当たっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、運営協議会の議を経る。そのため、運営協議会に出席し、運営状況の意見や説明等を行うこと。
- (2) 虐待防止ネットワーク協議会
虐待防止ネットワーク協議会に出席し、求めに応じ意見や実施状況の説明等を行うこと。
- (3) 地域ケア会議への参加
市が開催する自立支援会議および地域ケア推進会議に出席すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営推進会議
圏域内の指定地域密着サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者が開催する運営推進会議に出席し、サービス提供状況の報告を受けるとともに、必要な助言、情報提供等を行うこと。
- (5) その他
必要に応じて市や地域が開催する会議へ出席し、地域課題の把握や共有化を図ること。

8 留意事項

- (1) 法令等の遵守
運営に当たっては、法・関係法令を遵守すること。
地域支援事業の実施に当たっては、「地域支援事業の実施について」（令和4年3月28日付け老発第0328第1号厚生労働省老健局長通知）および「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」（令和4年4月一般財団法人長寿社会開発センター発行）を遵守すること。
- (2) 届出・報告等
 - ア 各法令に基づく届出・報告等の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
 - イ 事業計画等に重要な変更があった場合は、事前に市と協議すること。
 - ウ 業務の実施に関連して、事故が発生した場合または発生するおそれがある場合は、速やかに市に報告し、指示を受けること。

エ 月ごとに業務実績報告書を作成し、翌月 5 日までに提出すること。また、委託期間満了後 30 日以内に業務に関する年間業務実績報告書を提出し、確認を受けること。

(3) 公正・中立性

センター設置者および職員は業務の遂行にあたり、特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

(4) 個人情報の保護

適正な運営のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および米原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年米原市条例第 2 号）ならびに運営業務委託個人情報取扱特記事項（別紙 1）を遵守すること。

(5) 損害保険

想定される業務中の事故に対して、損害賠償責任保険に加入すること。

(6) 緊急時の対応

夜間や緊急時に備え、あらかじめ必要な関係機関との連絡方法等の対応手順を定めること。また、あらかじめ緊急時の連絡先を市へ届け出ること。

(7) 苦情等の対応

苦情等に対する体制を整備するとともに、誠実に対応し再発防止を努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告し、指示を受けること。

(8) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア 受託者が、法および関連する法令等を遵守しない場合や受託者の責めに帰すべき理由により業務の継続が困難となった場合、市に生じた損害は受託者が賠償すること。

イ 双方の責めに帰すことができない理由により、業務の継続が困難になった場合、継続の可否について協議するものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と受注者が協議の上、決定する。

第1条 個人情報の取扱いに関する事項

受注者は、この委託業務の処理を行うため発注者から引き渡され、または受注者自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等（以下、総称して「個人情報」という。）の取り扱いに当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2条 秘密保持に関する事項

受注者は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第3条 個人情報の記録の保管および廃棄・削除に関する事項

受注者は、業務上取り扱う個人情報について、その内容の漏えい、損傷、滅失および改ざんを予防し、安全に保管しなければならない。

- 2 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの対象者や個別台帳を作成する必要がある場合について、対象者ごとのファイルについては施錠可能なロッカーにて厳重に管理を行わなければならない。
- 3 訪問支援対象者に関する情報、観察・評価結果等の書類や、相談等の台帳については支援終了後、5年間保存するものとする。
- 4 受注者は、業務上取り扱う個人情報について、業務上必要がなくなったときは、発注者の指示にしたがい、確実かつ速やかに廃棄または削除しなければならない。

第4条 事故発生時における報告義務に関する事項

受注者は、業務を遂行する過程で、個人情報の安全管理に関して事故が発生した場合は、適切な応急措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従い、復旧に努めなければならない。

第5条 指示目的以外の使用および第三者への提供の禁止に関する事項

受注者は、発注者から提供を受けた個人情報および業務上知り得た個人情報を受託業務以外に使用し、または発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

第6条 複写・複製の禁止または制限に関する事項

受注者は、個人情報を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

第7条 立入検査の実施に関する事項

発注者は、受注者がこの委託業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時に立入調査を行い、または必要な事項について報告を求めることができる。この場合において、受注者は発注者の立入調査または報告の要求を拒否することができないものとする。

第8条 再委託の禁止または制限に関する事項

受注者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第9条 個人情報の記録媒体の受渡しおよび運搬に関する事項

発注者および受注者は、業務の処理のため個人情報の記録媒体の受渡しを行う場合には、その内容、年月日および取扱者を確認の上、行うものとする。

- 2 発注者および受注者は、業務の処理のため個人情報の記録媒体を運搬する場合は、記録媒体の種別毎の物理的特性に留意の上、データの散逸、き損、紛失等のないよう安全確保に万全の対策を講じなければならない。

第10条 その他個人情報の適切な取扱に関し必要な事項

受注者は、業務上取り扱う個人情報が入力されている受注者保有のコンピュータ等を、通信回線につないでなければならない。ただし、安全を確保するために必要な措置が講じられていると発注者が認めた場合は、この限りではない。

- 2 発注者が準備したシステム用コンピュータから個人情報データを発注者へ移送する場合は、発注者が指定するフォルダにデータを送付しなければならない。

第11条 従事者への周知に関する事項

受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、または契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。